

1 議案名

徳島県立高等学校総合寄宿舍管理規則の一部を改正する規則
について

2 提案理由

徳島県立高等学校総合寄宿舍の増設等に伴い、当該寄宿舍の
定員を改める等の必要がある。

3 関係法規

徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例

徳島県立高等学校総合寄宿舍管理規則の一部改正について

学校教育課

1 規則改正の理由

徳島県立阿南寮の増設に伴い、当該寄宿舍の定員を改めるとともに、徳島県立三好池田寮の新設に伴い、当該寄宿舍の定員を定める必要がある。

2 規則改正の概要

- (1) 徳島県立阿南寮の定員を「90人以内」に改める。(現行：50人以内)
- (2) 徳島県立三好池田寮の定員を「70人以内」とする。

3 施行期日(等)

令和6年4月1日

ただし、2(2)については、徳島県立高等学校総合寄宿舍の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例(令和六年徳島県条例第●●号)の施行の日

条例等立案表

<p>題名 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を改正する規則</p>	<p>課(室)名 学校教育課</p> <p>担当者名 近藤 伸 二</p> <p>電話番号 三 一 二 一</p>
<p>制定理由 徳島県立高等学校総合寄宿舎の増設等に伴い、当該寄宿舎の定員を改める等の必要がある。</p>	<p>あらまし</p> <p>一 徳島県立阿南寮の定員を改めることとした。</p> <p>二 徳島県立三好池田寮の定員を定めることとした。</p> <p>三 この規則は、令和六年四月一日から施行することとした。ただし、二については、徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第●●号）の施行の日から施行することとした。</p>
<p>予算上の措置</p>	<p>関係法規 徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第●●号）</p>
<p>法令審査会 要 ・ 否</p>	

徳島県教育委員会規則第 号

徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年 月 日

徳島県教育委員会教育長 榎 浩 一

徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を改正する規則

第一条 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則（昭和四十一年徳島県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「徳島県立阿南寮 五十人以内」を「徳島県立阿南寮 九十人以内」に改める。

第六条第二項中「校長」を「管理者」に改める。

第二条 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則の一部を次のように改正する。

第三条中「徳島県立三好寮 四十人以内」を「徳島県立三好寮 四十人以内」に改める。
「徳島県立三好池田寮 七十人以内」

改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、徳島県立高等学校総合寄宿舎の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和六年徳島県条例第●●号）の施行の日から施行する。

1 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則（昭和四十一年徳島県教育委員会規則第四号） 新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>（寄宿舎の定員）</p> <p>第三条 寄宿舎の定員は、次のとおりとする。</p> <p>徳島県立徳島寮 八十八人以内</p> <p>徳島県立阿南寮 九十人以内</p> <p>徳島県立美馬東部寮 五十人以内</p> <p>徳島県立三好寮 四十人以内</p> <p>（誓約書の提出等）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 寄宿舎に入舎を許可された者は、<u>管理者</u>の指定する期日までに、連帯保証人と連署した使用料の納付に関する誓約書（様式第三号の二）を管理者に提出しななければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>（寄宿舎の定員）</p> <p>第三条 寄宿舎の定員は、次のとおりとする。</p> <p>徳島県立徳島寮 八十八人以内</p> <p>徳島県立阿南寮 五十人以内</p> <p>徳島県立美馬東部寮 五十人以内</p> <p>徳島県立三好寮 四十人以内</p> <p>（誓約書の提出等）</p> <p>第六条 （略）</p> <p>2 寄宿舎に入舎を許可された者は、<u>校長</u>の指定する期日までに、連帯保証人と連署した使用料の納付に関する誓約書（様式第三号の二）を管理者に提出しななければならない。</p> <p>3・4 （略）</p>

2 徳島県立高等学校総合寄宿舎管理規則 新旧対照表（第一条関係）

改正案	現行
<p>（寄宿舎の定員）</p> <p>第三条 寄宿舎の定員は、次のとおりとする。</p> <p>徳島県立徳島寮 八十八人以内</p> <p>徳島県立阿南寮 九十人以内</p> <p>徳島県立美馬東部寮 五十人以内</p> <p>徳島県立三好寮 四十人以内</p> <p>徳島県立三好池田寮 七十人以内</p>	<p>（寄宿舎の定員）</p> <p>第三条 寄宿舎の定員は、次のとおりとする。</p> <p>徳島県立徳島寮 八十八人以内</p> <p>徳島県立阿南寮 九十人以内</p> <p>徳島県立美馬東部寮 五十人以内</p> <p>徳島県立三好寮 四十人以内</p> <p>（新設）</p>